

14 酒類等製造免許場数の推移

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランドー	発泡酒	リキユール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計	酒母	もろみ
昭和 45	外 25 3,533	外 92 3	外 87 39	外 482 379	外 163 37	外 - 28	外 102 233	外 115 30	外 58 18	外 74 4	外 4 4	外 104 58	外 218 26	外 12 46	外 1,536 4,434	375	218
50	外 30 3,229	外 84 2	外 86 36	外 424 393	外 160 31	外 - 32	外 109 208	外 123 24	外 56 24	外 82 5	外 4 4	外 133 47	外 243 23	外 17 48	外 1,551 4,102	383	243
55	外 36 2,947	外 81 1	外 86 31	外 429 379	外 149 38	外 - 35	外 100 218	外 133 18	外 56 26	外 89 5	外 5 5	外 146 48	外 243 21	外 30 50	外 1,583 3,817	374	271
60	外 64 2,586	外 81 3	外 76 45	外 508 389	外 161 30	外 2 38	外 121 214	外 162 17	外 61 26	外 108 9	外 10 1	外 215 51	外 282 16	外 59 56	外 1,890 3,481	376	334
平成 元	外 56 2,438	外 77 5	外 82 40	外 517 359	外 75 30	外 5 39	外 142 225	外 168 18	外 65 23	外 110 5	外 12 12	外 260 63	外 266 19	外 66 59	外 1,901 3,323	377	353
5	外 61 2,386	外 76 4	外 73 47	外 514 350	外 69 32	外 8 42	外 149 235	外 167 14	外 64 20	外 108 4	外 13 13	外 280 67	外 272 11	外 72 61	外 1,926 3,273	377	362
6	外 64 2,369	外 78 3	外 75 45	外 511 352	外 70 30	外 14 49	外 152 234	外 171 11	外 64 20	外 109 4	外 32 32	外 283 71	外 272 12	外 72 61	外 1,967 3,261	384	359
7	外 64 2,336	外 77 6	外 76 46	外 512 345	外 71 29	外 17 68	外 156 233	外 175 8	外 64 19	外 109 5	外 38 4	外 298 69	外 270 14	外 76 60	外 2,003 3,242	389	354
8	外 63 2,305	外 79 2	外 82 38	外 506 345	外 69 32	外 25 143	外 156 234	外 176 10	外 64 19	外 108 4	外 54 5	外 301 75	外 270 18	外 80 58	外 2,033 3,288	388	354
9	外 68 2,268	外 79 2	外 80 40	外 504 336	外 70 32	外 35 238	外 156 239	外 177 10	外 66 16	外 110 5	外 67 25	外 310 82	外 275 16	外 80 60	外 2,077 3,369	393	356
10	外 78 2,229	外 80 1	外 79 41	外 494 327	外 71 30	外 40 274	外 156 237	外 174 10	外 67 15	外 109 4	外 103 31	外 325 83	外 275 17	外 87 57	外 2,138 3,356	394	356
11	外 82 2,191	外 79 1	外 82 38	外 485 327	外 60 38	外 45 281	外 153 236	外 170 11	外 65 13	外 106 3	外 123 37	外 335 82	外 266 18	外 88 57	外 2,139 3,333	390	354
12	外 86 2,152	外 78 1	外 87 35	外 478 327	外 63 36	外 51 272	外 163 235	外 169 11	外 68 11	外 108 3	外 128 48	外 371 91	外 268 19	外 92 58	外 2,210 3,299	349	352
13	外 92 2,121	外 79 2	外 87 36	外 476 323	外 65 37	外 51 255	外 173 229	外 172 11	外 68 10	外 106 3	外 133 54	外 386 96	外 270 19	外 103 58	外 2,261 3,254	349	348
14	外 98 2,076	外 76 2	外 82 36	外 476 328	外 71 31	外 55 244	外 183 233	外 173 13	外 67 10	外 110 4	外 136 61	外 411 101	外 278 20	外 124 57	外 2,340 3,216	337	345
15	外 102 1,845	外 75 2	外 80 37	外 487 330	外 70 33	外 95 242	外 183 233	外 175 10	外 69 8	外 113 3	外 432 52	外 528 106	外 389 21	外 133 64	外 2,831 3,165	336	357
16	外 114 1,973	外 76 2	外 81 38	外 493 347	外 74 30	外 81 233	外 177 234	外 171 11	外 70 7	外 110 4	外 385 48	外 498 106	外 346 22	外 146 91	外 2,822 3,146	331	374
17	外 118 1,938	外 73 2	外 79 36	外 490 358	外 74 31	外 77 228	外 176 237	外 171 9	外 68 6	外 110 3	外 369 42	外 554 108	外 336 23	外 162 118	外 2,857 3,139	280	388
18	外 129 1,887	外 66 5	外 85 30	外 497 365	外 73 33	外 77 221	外 184 242	外 412 21	外 65 6	外 109 4	外 209 37	外 2,354 114	外 3,001 27	外 4,797 149	外 14,058 3,141	264	389
19	外 138 1,845	外 65 5	外 81 32	外 503 374	外 74 31	外 80 212	外 190 239	外 384 17	外 65 7	外 112 3	外 138 38	外 2,230 123	外 2,779 35	外 4,451 189	外 13,290 3,150	254	405
20	外 137 1,807	外 64 5	外 79 33	外 508 374	外 72 32	外 83 202	外 184 238	外 365 14	外 66 7	外 117 2	外 207 37	外 2,160 123	外 2,672 37	外 4,263 205	外 12,837 3,116	251	400
21	外 145 1,761	外 71 3	外 82 32	外 506 379	外 78 30	外 90 195	外 182 247	外 354 12	外 68 8	外 120 4	外 196 35	外 2,080 136	外 2,559 37	外 4,069 211	外 12,373 3,090	252	407
22	外 150 1,736	外 73 2	外 79 34	外 507 375	外 78 30	外 89 187	外 179 257	外 344 10	外 67 8	外 120 5	外 187 40	外 2,017 153	外 2,443 39	外 3,864 230	外 11,887 3,106	275	400
23	外 154 1,709	外 71 2	外 77 35	外 499 374	外 81 30	外 90 181	外 179 262	外 332 10	外 66 8	外 120 1	外 1,715 46	外 1,905 170	外 2,260 36	外 3,533 243	外 11,082 3,107	255	404
24	外 151 1,684	外 73 2	外 79 36	外 500 366	外 82 32	外 93 168	外 178 267	外 325 13	外 65 9	外 122 1	外 1,586 51	外 1,833 171	外 2,142 36	外 3,308 245	外 10,548 3,081	244	415
25	外 154 1,652	外 71 2	外 75 38	外 497 363	外 79 32	外 92 167	外 176 277	外 318 11	外 64 9	外 119 1	外 1,512 60	外 1,779 187	外 2,055 38	外 3,150 252	外 10,141 3,089	243	415
26	外 151 1,634	外 70 2	外 76 37	外 492 363	外 79 30	外 87 173	外 179 286	外 312 11	外 65 9	外 120 1	外 1,466 72	外 1,758 185	外 1,988 37	外 3,032 256	外 9,885 3,096	243	419
27	外 146 1,627	外 68 3	外 76 37	外 494 361	外 79 30	外 84 178	外 190 305	外 312 10	外 67 10	外 120 1	外 1,430 95	外 1,734 185	外 1,948 43	外 2,959 265	外 9,707 3,150	239	419
28	外 148 1,615	外 70 2	外 78 35	外 494 359	外 80 29	外 86 179	外 192 328	外 313 9	外 70 16	外 118 2	外 1,403 113	外 1,713 181	外 1,904 46	外 2,899 270	外 9,571 3,184	243	417
29	外 161 1,594	外 71 1	外 77 36	外 483 371	外 77 32	外 84 187	外 204 355	外 310 12	外 75 18	外 123 1	外 1,376 223	外 1,700 182	外 1,869 46	外 2,825 275	外 9,435 3,333	245	415
30	外 160 1,580	外 71 1	外 79 34	外 488 364	外 76 33	外 181 318	外 214 394	外 313 10	外 81 21	外 279 3	外 1,483 120	外 1,691 187	外 1,812 50	外 2,759 279	外 9,687 3,394	244	407

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)による。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目による。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉米酒及び雑酒を含む。

5 一の製造場で複数の種類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本欄とし、その他は外書きとして掲げた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い、酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

(14 酒類等製造免許数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場(者)数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
製造場数	6	24	103		251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000kℓから60kℓに引き下げられた。

付表 2 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

13 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

13 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表4 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17	24	45
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52	63	68

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表5 リキュール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27	26	28
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58	68	72

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表6 単式蒸留焼酎製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(単式蒸留焼酎))

年 度	平成29	30
製造場数	0	1
製造者数	0	1
認定計画数	3	3

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により単式蒸留焼酎の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する単式蒸留焼酎の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表7 原料用アルコール製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(原料用アルコール))

年 度	平成29	30
製造場数	0	1
製造者数	0	1
認定計画数	1	1

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))によりみなし適用される場合を含む。)により原料用アルコールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第26条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する原料用アルコールの製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

参考: 構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

(特定酒類について)

構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者(特定農業者)が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」に限る。)を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(いずれも6kℓ)を適用しないこととしている。

(特産酒類について)

構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準(単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ)を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

年月日	卸		業		業		業		合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他	全 酒 類	そ の 他		
昭和 46. 3. 31 現在	-	外 1,316	外 1,316	4,352	外 1,198	外 147	外 1,345	143,047	147,399	13.3 酒類販売業免許制度免状
51. 3. 31	1,965	-	2,387	16,469	-	20,756	外 14,321	150,832	167,301	
61. 3. 31	13,738	-	2,731	14,656	-	20,856	外 12,617	159,888	174,544	63.12 「規制緩和推進戦略」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定 元. 6 人口基準・油運割の導入
平成 2. 3. 31	11,980	-	2,676	15,027	-	21,832	外 12,594	161,523	176,550	
5. 3. 31	11,540	-	3,487	18,221	-	22,127	外 15,786	159,300	177,521	
6. 3. 31	10,896	-	7,325	18,014	-	22,162	外 15,542	160,112	178,126	
7. 3. 31	10,682	-	7,332	17,818	-	22,335	外 15,286	161,338	179,156	
8. 3. 31	10,487	-	7,331	17,474	-	22,770	外 14,913	162,406	179,880	
9. 3. 31	10,200	-	7,274	17,117	-	23,003	外 14,652	166,883	184,000	10. 3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る需給調整規制の廃止)の閣議決定
10. 3. 31	9,980	-	7,137	16,847	-	26,703	外 14,346	171,848	188,695	
11. 3. 31	9,757	-	7,090	16,627	-	31,012	外 14,061	175,095	191,722	
12. 3. 31	9,546	-	7,081	16,489	-	31,377	外 13,923	177,482	193,971	13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止
13. 3. 31	9,436	-	7,053	16,250	-	31,641	外 13,630	176,873	193,123	
14. 3. 31	9,365	-	6,885	15,983	-	30,679	外 13,395	182,022	198,005	
15. 3. 31	9,210	-	6,773	15,756	-	29,840	外 13,451	184,599	200,355	15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止
16. 3. 31	9,070	-	6,686	15,099	-	27,311	外 12,597	193,226	208,325	
17. 3. 31	8,630	-	6,469	14,417	-	25,737	外 12,199	196,460	211,828	17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の一部を改正する法律公布 18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定有効
18. 3. 31	8,011	-	6,406	13,992	-	25,485	外 11,871	201,272	214,905	
19. 3. 31	7,608	-	6,384	13,633	-	23,148	外 11,683	201,874	215,247	
20. 3. 31	7,303	-	6,330	13,373	-	22,250	外 11,346	199,366	212,311	
21. 3. 31	7,111	-	6,262	12,945	-	21,350	外 10,966	184,072	196,570	
22. 3. 31	6,855	-	6,090	12,498	-	7,299	外 10,488	181,689	193,751	23. 4 「規制・制度改正に係る方針」(酒類販売業免許の要件緩和)の閣議決定
23. 3. 31	6,589	-	5,909	12,062	-	6,557	外 10,251	180,781	192,466	24. 9 酒類販売業免許の要件緩和等の適用を開始
24. 3. 31	6,212	-	5,850	11,685	-	6,237	外 10,112	180,687	192,202	
25. 3. 31	5,999	-	5,786	11,515	-	5,950	外 10,092	181,106	192,596	
26. 3. 31	5,701	-	5,814	11,490	-	5,750	外 10,125	180,726	192,255	
27. 3. 31	5,571	-	5,919	11,529	-	5,561	外 10,203	179,644	191,296	
28. 3. 31	5,442	-	6,087	11,652	-	5,383	外 10,306	179,245	191,053	
29. 3. 31	5,361	-	6,291	11,808	-	5,355	外 10,460	177,464	189,490	
30. 3. 31	5,284	-	6,524	12,026	-	5,204	外 10,616	175,173	187,475	
31. 3. 31	5,198	-	6,828	12,302	-	5,057	-	-	-	
	5,108	-	7,194	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 本表は、主として「国勢統計年報」(4月～翌年3月)による。  
 2 昭和46. 3. 31現在の外置きは、卸小売業者の定たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外置きは、卸小売業者のうち小売もできる販売業免許場数を掲げた。  
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。